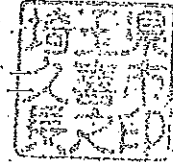




久取第154号
平成26年4月14日

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 藤 井 稔 様

久喜市長 田 中 暄



個人情報保護条例第9条の規定に基づく諮問について

久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき、下記の内容について、
貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項の内容

保有個人情報の目的外利用

2 保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称、目的及び保有課

名 称 : 【共通事務】保育料の徴収に関する規則に基づく保育料関係事務

目 的 : 保育料の負担義務者の把握及び連絡のため

保有課 : 保育課

3 目的外利用する課及び理由

利用課 : 収納課

理 由 : 近年、地方公共団体における債権管理の適正化が求められる中、
本市においても、市の債権の管理に関する事務の一層の適正化を図
り、市民負担の公平性と市の債権に係る収入確保の徹底を図るため、
平成25年2月から庁内連絡会議及び同作業部会を設置し債権管理
の適正化に関する調査・審議等を進めて参りました。

この連絡会議における債権管理の適正化に関する審議の過程において、市債権の効率的かつ効果的な徴収体制を実現するため、徴収事務のノウハウを有する収納課と連携し、各所管課における滞納事案の整理を推進することが効果的かつ効率的な徴収に繋がるものとの考えに至ったところです。

このようなことから、保育課が保有する個人情報（保育所保護者負担金（保育料）の滞納整理事案の一部）を収納課へ移管し、市税と一体的に滞納整理を実施するため、久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用の諮問を行うものです。

なお、利用する個人情報は保育所保護者負担金（保育料）を滞納している者の氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先名称、勤務先所在、賦課額、未納額、納付状況、交渉経過、処分状況とし、これらの情報を保育課から書面にて提供を受ける形で利用する予定です。

4. 諮問までの経過

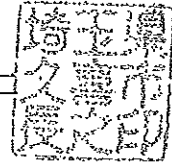
- ・平成25年 2月 4日 : 第1回債権一元化庁内連絡会議
- ・ 4月22日 : 第2回債権一元化庁内連絡会議
- ・ 11月 5日 : 第3回債権管理庁内連絡会議
(※要領制定により会議名称変更)
- ・ 11月11日 : 債権管理庁内連絡会議第1回作業部会
- ・ 11月18日 : 債権管理庁内連絡会議第2回作業部会
- ・ 12月 9日 : 債権管理庁内連絡会議第3回作業部会
- ・平成26年 1月 7日 : 収納課（利用課）及び公文書館の担当者間で協議を実施。保育課が保有する個人情報を収納課が利用するにあたり、審議会へ諮問して実施することが適当であるとの結論に達する。
- ・ 1月24日 : 第4回債権管理庁内連絡会議
- ・ 4月 8日 : 収納課（利用課）及び公文書館の担当者間で諮問手続等について協議を実施。
- ・ 4月10日 : 保育課（保有課）、収納課（利用課）及び公文書館の担当者間で諮問手続等について協議を実施。



久 福 第 4 7 号
平成 2 6 年 4 月 1 6 日

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 藤 井 稔 様

久喜市長 田 中 暄 二



個人情報保護条例第9条の規定に基づく諮問について

久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき、下記の内容について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項の内容

保有個人情報の目的外利用

2 保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称、目的及び保有課

- ① 名 称 : 特別障害者手当の支給事務
目 的 : 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき支給する特別障害者手当等の支給要件の確認及び支給に必要なため。
保有課 : 障がい者福祉課
- ② 名 称 : 特別児童扶養手当の支給事務
目 的 : 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給申請に必要なため。
保有課 : 障がい者福祉課
- ③ 名 称 : 児童扶養手当支給事務
目 的 : 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当支給の事務処理をするため。
保有課 : 子育て支援課
- ④ 名 称 : 予防接種事業受付事務
目 的 : 予防接種対象者及びワクチン接種費用助成対象者を把握するため。
保有課 : 中央保健センター

3 目的外利用する課及び理由

利用課 : 社会福祉課

理由 : 平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響を鑑み、暫定的・臨時的な措置として、今年7月から「臨時福祉給付金」が給付されます。

給付対象者は、平成26年1月1日に住民登録があり、平成26年度分の市民税（均等割）が課税されていない方（ただし、均等割が課税されている者の扶養親族等や生活保護受給者等を除く）です。

この当該給付金給付事務を社会福祉課が取りまとめて実施するにあたり、給付対象者の抽出のため、①特別障害者手当、②特別児童扶養手当・障害児福祉手当・福祉手当（経過措置分）、③児童扶養手当、④予防接種法に基づく健康被害救済給付金の受給者等については、各保有課の保有個人情報（氏名・生年月日・住所・住民番号）を社会福祉課に提供してもらう必要があることから、久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づき諮問を行うものです。

4 諮問までの経過

平成25年12月20日 : 臨時福祉給付金に係る市町村説明会開催

平成26年 2月19日 : 臨時福祉給付金支給業務に係る市町村説明会開催

4月 9日 : 個人情報の利用にあたり、社会福祉課（利用課）及び障がい者福祉課・子育て支援課・中央保健センター（保有課）の担当者による協議を実施。

4月10日 : 社会福祉課（利用課）及び公文書館の担当者間で協議を実施。障がい者福祉課・子育て支援課・中央保健センター（保有課）が保有する個人情報を社会福祉課が利用するにあたり、審議会へ諮問して実施することが適当であるとの結論に達する。